

② 国民健康保険税の納期が変更になります

令和元年度から国民健康保険税の課税方法と納期限が変更になりますので、ご注意ください。
納税通知書は、7月中旬頃に発送します。

期別	納期限
1期	7月31日
2期	8月31日
3期	9月30日
4期	10月31日
5期	11月30日
6期	12月25日
7期	1月31日
8期	2月末日

※納期限が休日の場合は、翌営業日が納期限となります。

問 保険年金課（内線 139）

③ 笠間市児童館の指定管理者を募集します

市では、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、または情操を豊かにするとともに、子育てに関する相談や情報提供の場として、笠間市児童館を指定管理により運営しています。

令和2年3月の現指定管理期間満了に伴い、指定管理者を募集します。

施設 笠間市児童館（笠間市南友部 1966-140）

委託期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日

申請方法 募集要項で定める申請書、事業計画書等を提出してください。

※申請書、資料は窓口に備え付けまたは市ホームページからもダウンロードできます。

申込期限 7月26日（金）

申・問 子ども福祉課（内線 162） HP <http://www.city.kasama.lg.jp/>

④ 土地収用法第15条の14に基づく事業説明会 を開催します（道の駅）

事業認定の手続きとして必要となる説明会を開催します。

土地収用法は、「公共の利益となる事業に必要な土地等の収用又は使用に関し、公共の利益の増進と私有財産との調整を図り、もって国土の適正且つ合理的な利用に寄与すること」を目的として定められたものです。

私有財産との調整を図るため、笠間市が事業の目的と内容を説明し、その他の措置として公告縦覧等の法手続きを行います。

事業認定の副次的な効果として、租税特別措置法に基づき、笠間市に対して土地等を譲渡した方は、収用等の課税の特例（譲渡所得の5千万円特別控除等）の適用があります。

土地収用法第15条の14において、笠間市が当該事業の認定について利害関係を有する者を対象に開催する説明会です。

日時 7月10日（水）午後6時30分

場所 市役所本所 教育棟 2-1 会議室

対象 当該事業の認定について利害関係を有する方

問 道の駅整備推進課（内線 240）